

## 第4部 快適環境づくり

## 第4部 快適環境づくり

豊かな緑、さわやかな空気、清らかな水辺、美しい街なみや歴史的な雰囲気などが、バランスよく備わった快適な環境（アメニティ）は、生活にうるおいとやすらぎを与えるなど様々な恵みをもたらし、健康の維持、増進、精神のフレッシュあるいは、子供の健やかな成長に欠かせないものである。

このような生活の質の向上、精神的な豊かさを環境に求めようとする要請に応えるため、公害の防止や自然環境の保全にとどまらず、快適な環境を積極的に創造していくことがますます重要な課題となっている。

こうしたことから、県では次のような施策を実施している。

### 1 快適環境整備事業の推進

昭和61年度の環境庁の快適環境整備事業の対象地域として米子市が指定されたことに伴い、「活力とロマンのあるふるさとづくりを理念として、美しいまちをつくる、楽しいまちをつくる、人に優しいまちをつくる」ということを内容とした米子市アメニティタウン計画策定の促進を図った。

同市においては、快適環境づくりを総合的、計画的に進めていくため、計画策定に市民の参画を求め、行政と市民が力を合わせて快適環境の創造に取り組んでいる。

本県では、米子市アメニティタウン計画を快適環境づくりのモデル事業と位置づけ、快適環境づくりに積極的な推進を図ることとしている。

### 2 因伯の名水

鳥取県は幸いにして、清らかで豊かな水に恵まれ、県民はこれを心のふるさととして幾多の文化を培って来た。

これらの水の中には、古くから人々との関わりを物語る古事来歴を持つものや、優良な水環境が含まれており、昭和60年3月に環境庁が選定した全国名水百選に淀江町の「天の真名井」が選定され、これを契機に本県では、昭和60年6月に「因伯の名水」として計16の水域を選定した。

平成元年度には、これら名水の保全と活用を図るため羽合町で「第3回名水保全の集い」を開催した。また、平成2年12月に「因伯の名水」として計5の水域を追加選定した。

これらの名水については 今後、周辺の環境整備を促すとともに、その活用と保全を積極的に進めることとしている。

### 3 鳥取県を美しくする運動

県民のすべてが健康で文化的な生活を営むためには、生活環境を清潔で快適なものにする必要がある。

ごみのない清潔な生活環境づくりは、我々県民に課せられた義務であり、県市町村の積極的な施策とともに、県民一人一人の正しい理解と協力を得て強力に推進してゆく必要がある。

このため、昭和46年から市町村及び各種関係団体の協力のもとに「鳥取県を美しくする運動」を実施し、県民の環境保全意識を高揚し、河川、海岸等公共の場所からごみを一掃する運動を展開してきた。

平成4年度の事業実施結果は次のとおりである。

(1) 運動期間 平成4年9月1日～9月30日

(2) 運動内容

ア 広報活動

ポスターを300枚作成し、保健所・市町村に配布し、併せて市町村広報紙に運動の趣旨を掲載するとともに、有線放送等を通じて運動への参加と意識の高揚を図った。

イ 知事表彰

地域環境美化に功績のあった団体・個人に対し知事表彰を行った。

(東部消費生活モーター協議会、昭花クラブ、上石見長寿クラブ)

ウ 清掃活動

市町村、各種団体、自治会等が中心となり河川、湖沼、海岸、公園等の清掃を実施するとともに不法投棄ごみの除去を行った。

エ 不法投棄の監視指導

市町村 保健所が、不法投棄の監視指導パトロールを実施した。更に警察の協力を得て不法投棄者の監視取締パトロールを実施した。

オ ごみ容器、立札の設置

公共の場所にごみ容器を設置するとともに、不法投棄をしないよう立札を設置した。

カ 各種会合

美化意識の高揚を図るため会合を開くとともに、浄化槽の設置者に対し維持管理講習会を実施した。

#### 4 環境月間

昭和47年国連総会において毎年6月5日を「世界環境デー」とすることが決議され、これを受けて我が国においても、この日を初日とする1週間を「環境週間」とすることとされた。

この週間は、環境問題に対する認識を深め、公害防止や自然環境保全を強力に維持するための全国運動を展開しようとするものであるが、平成3年度は、1992年にブラジルで開催される「地球サミット」に向けて6月を「環境月間」と位置付け、全国的に幅広い運動が行われた。本県においても、この趣旨に沿って市町村及び各種団体の協力のもとに多彩な行事を実施し、環境保全についての意義を広く県民に普及し、啓発に努めるため各種の行事を行っているが、平成3年度の実施状況は次表のとおりである。

表151 環境月間行事一覧表

(鳥取県)

行 事 名	内 容	主 催	場 所	期 日	参加人数
(県) 市町村環境保全担当者 研修会	講演 「本県の酸性雨の現状について」	鳥取県	東郷町 水明荘	6/18	50人
第3回産廃不法投棄事案 処理対策連絡協議会		県警察本部	郡家保健所	6/29	19人
小中学生の研究グループ 募集	樹木の大気浄化能力度チェック 架空ウォッシング 環境パトロール	鳥取県		6/1～6/30	6グループ 4グループ 8グループ
環境保全標語募集	児童・生徒の部、一般の部に分けて 公募	鳥取県		5/1～5/31	
電気自動車のお奨め募集	公害パトロール車として導入した 電気自動車の愛称を公募	鳥取県		6/1～6/30	
交通公害調査	自動車排出ガス濃度、自動車騒音 道路交通振動等測定を実施	鳥取県	鳥取市外 計23地点	6/3 6/17	
特定事業場排出調査	水質汚濁防止法、県公害防止条例に 基づく特定事業場調査	鳥取県	鳥取市外 計55事業場	6/1～6/30	
(市町村) (各種会合)					
名木・古木観察会	鳥取市指定の保存樹木等 優れた自然の観察会	鳥取市	鳥取市一円 10ヶ所	6/10	41人
エコマーク商品の配布 (布製おむつの配布)	母子手帳交付とあわせ 布製おむつを無償配布	鳥取市	保健センター	6/5～6/11	
廃油利用粉石鹸 づくり講習会	粉石鹸製造ミープラントを市が 購入し、婦人会等に広く講習する。	境港市	境公民館	6/1 外3回	66人
環境問題を考える集い	対象 全町民	国府町	中央公民館	6/20	50人
生活環境改善教室	講演 6/28「これからのリサイクルとは」 6/30「環境を守るライフスタイル」	気高町	気高町民センター トリノセナ	6/28、30	31人
集会開催	テーマ「ごみの減量について」	三朝町		6/25	30人
(作品募集・展覧会)					
環境美化作文募集	対象 小学生、中学生	米子市		6/1～6/30	
中布写真展募集	最優秀賞1点、優秀賞2点、佳作	米子市		6/1～6/30	
空き缶回収機(圧縮機) の展示		国府町	中央公民館	6/20	
(点検・調査運動)					
川や海をきれいにする リサイクル運動事業	モデル地区を指定し、全家庭に 水切り専用袋、天ぷら油処理パック、 タオルペーパーの浄化セットを配布 して町が使用前後の水質検査を行う	青谷町	町内3地区	7/1	

行 事 名	内 容	主 催	場 所	期 日	参加人数
(施設公開) 中学生の施設見学	廃棄物処理施設等の見学 (米子浄化場、日野川堰)	米子市	米子市内	6/16	33人
ごみ焼却場見学	対象 町内小学生	国府町	国府町内 こくふ浄化場	6/4	17人
不燃物処理場見学	対象 婦人会役員	船岡町	鳥取市末恒 不燃物処理場	6/22	30人
(環境美化運動)					
環境美化運動	清掃したごみの量500t	鳥取市	鳥取市一円	5/30	40 000人
「記念植樹」		鳥取市	市立保育所 2か所	6/10	220人
加茂川一斉清掃	旧加茂川沿いの清掃 清掃したごみの量 不明	米子市	加茂川	6/27	600人
「植樹行事」	ボーイスカウト、ガールスカウト、 西鴨子供会が60本のなえ木を植樹	倉吉市	倉吉市西鴨 おんあいの家	6/5	100人
環境美化運動	清掃したごみの量2t	境港市	JR駅5か所 バス停15か所、公園2か所	6/10	500人
環境美化運動	清掃したごみの量0.4t " 空缶の量0.58t	岩美町	浦富海岸 浦富地区内	6/6	260人
環境美化運動	公園、河川等の一斉清掃 清掃したごみの量1.6t " 空缶の量0.6t	郡家町	井占 篠波 堀越外4か所 上大坪外4か所	5/16 6/12 6/16 6/13	19人 17人 271人 88人
環境美化運動	清掃したごみの量3.5t	船岡町	町内一円	5/7	770人
環境美化運動 (花づくり活動)	花づくり実行委員会を組織し、公共 施設、部落などに5,000本の月見草 をプランタータイヤ花壇に植え、誌	八東町	八東町内 一円	6/24	
環境美化運動	「洗しびな館、ふれあいの水辺」 ごみ0.5t、空缶0.05t回収	用瀬町	洗しびな館	5/24	600人
環境美化運動(国道482号 クリーンロード作戦)	回収実績 空缶120袋(上のう) ごみ1t	佐治村	国道482号 線(見崎中心)	4/23	30人
鹿野町河川美化運動会	ごみ0.2t 空缶0.05t	鹿野町	河内川一帯	6/6	200人
ふるさとクリーン クリーン活動	小学校、中学校、高校、日赤奉仕団 等か参加 ごみ回収量は不明	青谷町	町内一円	5/7	1,855人
環境美化運動	町内公園(東郷湖羽合臨海公園) の清掃	羽合町	東郷湖羽合 臨海公園	6/7	200人
環境美化運動	各集落で清掃実施 ごみ回収量は不明	泊村	町内一円	6/13 20	60人
緑化運動	苗木の植樹 70本	泊村	泊小学校	6/21	80人
クリーンせきがね一斉 行動の日	ごみの収集1t 空缶 0.9t	関金町	町内 箱根地区	6/20	1,828人



## 第5部 総合的な環境保全行政

## 第5部 総合的な環境保全行政

### 第1節 環境影響評価

大規模な開発事業を実施しようとする場合、その事業の実施が周辺の環境にどのような影響を与えるか、事業実施前にあらかじめ調査、予測、評価し、自然環境の保全、公害の未然防止を図るため、平成3年11月に「鳥取県環境影響評価実施要綱」を制定し、平成4年2月から施行している。この要綱の対象となる事業の種類と規模は、表152のとおりである。今後要綱を適正に施行し、環境の保全と公害の防止を図っていくことにしている。

表152 鳥取県環境影響評価実施要綱の対象事業一覧表

種 類	対 象 事 業 規 模
道 路 の 建 設	①高速道路の新設、改築、 ②道路交通法上の道路で4車線10km以上のもの
鉄 道 の 建 設	新幹線の建設、改良
飛 行 場 の 建 設	①2,500メートル以上の滑走路を有する飛行場の新設 ②2,500メートル以上の滑走路を増設するもの又は滑走路の長さを500メートル以上延長するもの(延長後の長さが2,500メートル以上であるものに限る。)
ダム又は放水路の建設	①湛水面積が200ヘクタール以上のもの ②土地改変面積が100ヘクタール以上の放水路の新設
埋立て又は干拓	埋立て及び干拓の区域の面積が50ヘクタールを超えるもの
廃棄物処理施設の建設	①処理能力の合計が1日当たり100トン以上のごみ処理施設等の設置 増加する処理能力の合計が1日当たり100トン以上のごみ処理施設等の変更 ②処理能力の合計が1日当たり100キロリットル以上のし尿処理施設の設置 増加する処理能力の合計が1日当たり100キロリットル以上のし尿処理施設の変更 ③埋立ての区域の面積が30ヘクタール以上の最終処分場の設置 変更後の面積が30ヘクタール以上となる最終処分場の変更
電気工作物(発電所)の建設	出力3万kw以上の水力発電所、15万kw以上の火力発電所の設置 増加する出力が3万kw以上の水力発電所、15万kw以上の火力発電所の変更
工事等の建設	1日当たりの平均排出水量が10,000立方メートル以上のもの又は1時間当たりの最大排出ガス量が40,000ノルマル立方メートル以上のものの新設 増加する1日当たりの平均排出水量が10,000立方メートル以上のもの又は1時間当たりの最大排出ガス量が40,000ノルマル立方メートル以上となる変更
住宅団地の造成	施行する土地の区域の面積が100ヘクタール以上のもの
土地区画整理事業	施行する土地の区域の面積が100ヘクタール以上のもの
工場又は事業場用地の造成	一団の土地の区域の面積が100ヘクタール以上のもの
ゴルフ場又はスキー場用地の造成又は整備	一団の土地の区域の面積が50ヘクタール以上のもの
農用地の造成	施行する土地の区域の面積が500ヘクタール以上のもの
岩石等採取事業	施行する一団の土地の区域の面積が50ヘクタール以上のもの



## 第2節 鳥取県地域環境保全基金について

平成2年3月に環境庁の補助を受け、環境保全に関する知識の普及、実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動を推進するため、「鳥取県地域環境保全基金」を設置した。(基金の額4億円)

この基金の運用益により平成4年度から各種の環境保全に関する普及啓発事業を実施しているが、平成4年度に実施した事業は表のとおりである。

## 第3節 環境教育の推進

近年、国民の生活様式の変化、消費の増大等により生活排水に起因する河川や湖沼の水質汚濁、ごみの処理問題、自動車交通量の増大による大気汚染など住民一人ひとりが被害者であると同時に加害者である都市・生活型公害が顕在化している。また、フロンガスによるオゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨などの地球的規模のものまで、環境問題は複雑、多様化している。こうした環境問題の解決のためには、行政はもとより県民一体となった取組が必要であり、また、県民一人ひとりが環境との関わりについて理解を深め、責任ある行動がとれるよう学習することが重要である。このため、平成3年11月に学識経験者、関係行政機関職員計16名で構成する鳥取県環境教育検討委員会を設置し、鳥取県における環境教育を推進するための基本方針の策定に当たり、平成4年3月に「鳥取県環境教育基本方針」(やすらぎとうるおいのある快適な環境をめざして)を策定した。

## 平成4年度地域環境保全基金事業概要

<p>1 地域環境保全活動推進事業</p>	<p>平成3年度に策定した「鳥取県環境教育基本方針」に基づき、環境教育推進のための具体的施策を検討。</p> <p>環境教育副読本の作成 対象小学校5年生程度</p>
<p>2 生活排水対策推進事業</p>	<p>水質汚濁の著しい湖沼流域の市町村連絡会議を開催するとともに、生活排水対策推進用パンフレットの作成、テレビスポットの放映、湖山池関連生活雑排水対策推進員養成講習会の開催、「生活排水対策のしおり」の作成、生活雑排水対策推進員研修会 大会の開催等</p>
<p>3 少年少女環境ふれあい推進事業</p>	<p>中学生を対象として、「樹木の大气浄化能力度チェック事業」（樹木の果たす大気保全機能を実験調査する事業）「星空ウォッチング事業」（星空を観察することにより大気汚染についての理解と認識を深める）を実施するとともに、小学生を対象として、自分たちの身の回りの環境問題をテーマにして調査研究を行う「環境パトロール事業」を実施する。</p> <p>またこれらの3事業の研究成果発表会を開催し、報告書を作成。</p>
<p>4 鳥取県の自然調査事業</p>	<p>県内の自然を調査し、重要度の分類を行い、調査書「鳥取県の自然」を作成。（動物、植物、地形地質の3区分）</p>
<p>5 鳥取県自然観察指導員設置事業</p>	<p>平成2年度から3年度に養成した「自然観察指導員」の講習。（1泊2日 講演、分科会、現地視察）</p>